

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

三廳秘錄

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

經濟學部
研究室
5
962

朱書

經濟學部 研究室	5 943
-------------	----------



35649

一
お歌后殿
一

一 吐衄血脈第一

一、在供一併

一、自化領出

一柿囊風出入一餅

一 疫人病氣必聚一處

一、若海投込少く一坪

一、冰凍變地 凡牙之知一

一 卷外考之一件

一、あまのうた

一、沈氏之虛名，非人。家聲，入。建才。一。

一
何處乃第一

一吋一吋

一拷回一

一、我國河川分布不均

一 鼎町人多好讀書

一
七
年
破
船
一
坪

田漢北信令一研

一種人參下靈者一

一
解人之一得

一 夢見所卜家地於一併

一 史記口為南朝 二 退件
一 歷代金心開卷 二 件
一 名臣公案真目復 二 件
一 三言寶書卷之二 件
一 越石不物自性 二 件
一 萬中不物者 二 件

一 判為不物之文 二 件
一 明細帳 二 件
一 永平書 二 件
一 解名書 二 件
一 張如之錄 二 件

一 他銘、去領、去指、一件
一 錦、老他領、綴頭、一件
一 素羅緣、良田、女子、氣、一件
一 吐血、出、果、其、一件
一 沙用、下、其、一件
一 衣、衣、信、衣、出、衣、一件
一 衣、衣、人、指、令、海、方、一件
一 魚、中、改、衣、羅、衣、子、其、一件

一 村書信 一件
一 茂叔平 一件
一 重溪之碑也家藏少 一件
一 石牀碑多自細文 一件
一 龍王書教令 一件
一 遺教書 二件
一 名錄之長新頭要 二件
一 高士子書 一件

一 宿揚出火一件
一 海遙渡火一件
一 松山贊一件
一 盲人心中一件
一 陸西屏一件
一 雲水山僧一件

一 入會山底系一件
一 大八車一件
一 出馬之書化所及門一件
一 方山僧一件
一 以耕私錄之步舞這不一件
一 用水堰一件

朱書

- 一 四國新條一件
- 一 東北川急流改道一件
- 一 奉天下等國一件
- 一 奉天省金口河上水一件
- 一 地頭新條上條所令一件

洋銀局前一件

一 安永九子奉七月

一 洋銀局前法現改令子貸付奉致西七年子貸

此等 文章 文書

此等 洋銀局前 奉致 又 改書入 令子貸 及 奉致

此等 洋銀局前 奉致 又 改書入 令子貸 及 奉致

此等 洋銀局前

何名 水書 一件

一 天明二寅年八月十五日 以物定より 安永 洋銀 上 改書

何名 水書 一件

板倉 右 通 洋銀 奉致 中國 松山 城下 江戸 町 上 水

朱書

讀之。其言。乃。家中。之。及。子。而。性。一。統。雖。無。信。不。
依。之。決。於。村。海。而。事。始。之。決。於。村。新。所。上。一。不。附。之。
陸。中。有。度。事。始。而。有。一。有。之。也。領。中。水。陸。而。文。
今。而。有。之。也。

城中黎補家

十月十二

水とせんぽう

山崎元
少名而四館日何之隆乎不有
河之隆也一有乃多也 以昔如土如人

井上河守

卷一

一 天明三卯年正月 阿比多由曲割甲斐より
（右）

八幡部清白同合

公侯以終時、上如能以未少欲、良有莫與在、
也、

趙子昂

晝に在るに其の心休まず、
 夜に在るに其の心休まず、
 一石出入有る其の心休まず、
 一石出入有る其の心休まず、

龍前出之也。以在右者。左之。以在左者。右之。故下
 右之。以在右者。左之。以在左者。右之。以上

堀山城之志

朱書

彼ノ出ル海ノ水石ノ如ク一ノ為ニ在ルノ有 吾ノ下
 者ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有

三月十二日

城ノ下ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有

此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 同ノ故ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有

用ハ成ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有

此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有

一 天明己未六月四日卯刻至 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有
 此ノ書ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有 吾ノ下ノ何ニ在ルノ有

朱書

亥十二月

石くもてりお福い

右の和は丁亥未三月廿六日松平右近将監所

よりお福い

以上破紙一件

一天明六年未二月廿四日定より久世丹後守殿より同合

三浦長門守殿米穀別帳大口湊並旧而不換入

より或處より高知町人高知換合内二月十二日

以前北守中入津はより日々右より米百石を換入

より換入の如く金に換入はよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりよりよりよりよりよりよりよりよりより

よりよりより

三浦長門守殿

二月十二日

国字

朱書

上日所申事有由令之元地之元地所申事如判
 之元地之元地所申事如判

右日所申事有由令之元地之元地所申事如判
 切之元地之元地所申事如判

右日所申事有由令之元地之元地所申事如判
 何地之元地之元地所申事如判

元地之元地之元地所申事如判
 元地之元地之元地所申事如判
 元地之元地之元地所申事如判
 元地之元地之元地所申事如判

織田右衛門尉信長

九月十一

宮田越右馬

永年所地 兄弟分知一件
 一 天明六年同十月東京 伴藤吉郎 田合

出羽國置賜郡佐藤村長古馬 田七又之殿指出来
 山三不才京保十八之年 永年所地 田合
 永年所地 又之殿 永年所地 田合
 永年所地 又之殿 永年所地 田合
 永年所地 又之殿 永年所地 田合
 永年所地 又之殿 永年所地 田合
 永年所地 又之殿 永年所地 田合
 永年所地 又之殿 永年所地 田合

朱書

端は括身よりくわく有捕またりし村所村役人等
 一 右日所牧野傳馬より領下常陸國生保村の姓又は第
 一 伴清吉より一日所領よりくわく有捕またりし村役人等
 一 右日所牧野傳馬より領下常陸國生保村の姓又は第
 一 伴清吉より一日所領よりくわく有捕またりし村役人等

一 右日所牧野傳馬より領下常陸國生保村の姓又は第
 一 伴清吉より一日所領よりくわく有捕またりし村役人等
 一 右日所牧野傳馬より領下常陸國生保村の姓又は第
 一 伴清吉より一日所領よりくわく有捕またりし村役人等

稲葉丹波よりある

二月

多田次郎よりある

一 右日所牧野傳馬より領下常陸國生保村の姓又は第
 一 伴清吉より一日所領よりくわく有捕またりし村役人等
 一 右日所牧野傳馬より領下常陸國生保村の姓又は第
 一 伴清吉より一日所領よりくわく有捕またりし村役人等

申二月

一 天明八申年二月の初定より素原伴清吉よりある
 一 豊後守領より武別大里よりある
 一 右日所牧野傳馬より領下常陸國生保村の姓又は第
 一 伴清吉より一日所領よりくわく有捕またりし村役人等

朱書

平此山者其地甚佳宜為之計也
保土未宜任其山也其地雖有山也其地未
之深也其地未也其地未也其地未也其地未也
其地未也其地未也其地未也其地未也其地未也

町部豊後守重吉

二月

太幡源重吉

此山其地甚佳宜為之計也
保土未宜任其山也其地雖有山也其地未
之深也其地未也其地未也其地未也其地未也
其地未也其地未也其地未也其地未也其地未也
其地未也其地未也其地未也其地未也其地未也

二月

決却と虚令信託人等申入口建札一件

一天明申来七月廿四日知事の局及び組次甲斐店民物部

四回合

鏡下介決却進部中、自源の信用、虚令信託
人徘徊一切源の信用

組次家虚令信託地源の信用

右の通城家中入口建札仕りも、其の信用も、其の信用も

其の信用も、其の信用も、其の信用も

本多忠房と家来

大生源吉

七月

朱書

貴山の中へは、建礼寺の山古方殿より、山を
 登り、觀化の格別、山の中へ、方より、下り、目之
 下、山の中へ、下り、目之

崇仁為不之限一

天明八申年八月四日
切定主仍東京 任
諸君 御
同合

松平上野御立所出雲國彦根藩分封列女板下也東井
良石列女和義堂不物長史配不列女之也良石
未之不有誤以八重子也余宛口為改限良石
石之良石良石列女七人請之清書不右改限
良石之八余宛口限之也改限之也事甚速也
休右口為改限不良石之也良石之也良石之也
之也良石之也良石之也良石之也良石之也

松平上野家來

八月十九日

河系鄉古通

[illegible]

申十月

別紙

免

朱書

謝表... 利害... 山... 別紙... 入... 同令...

井上式部卿

三坂新八

十月

出... 利害... 同令...

一 天明八甲申年十月東京...

天津... 天明... 村...

天津...

関・恭佑

此...

朱書

一、成吟味、上三、年、如、下、有、受、小、部、ハ、歳、歳、
 皆、跡、ハ、改、三、年、ト、永、九、拾、七、俵、ハ、永、ハ、合、三、ト、永、方、合、
 九、五、ト、ハ、永、ハ、永、百、七、ト、入、三、ト、永、ハ、合、
 八、八、ト、合、ト、永、ハ、合、ト、永、ハ、合、
 三、ト、合、ト、永、ハ、合、ト、永、ハ、合、

永津播磨もあま

十一月十五日

小泉慶元

一、成、吟、味、上、三、年、如、下、有、受、小、部、ハ、歳、歳、
 皆、跡、ハ、改、三、年、ト、永、九、拾、七、俵、ハ、永、ハ、合、三、ト、永、方、合、
 九、五、ト、ハ、永、ハ、永、百、七、ト、入、三、ト、永、ハ、合、
 八、八、ト、合、ト、永、ハ、合、ト、永、ハ、合、
 三、ト、合、ト、永、ハ、合、ト、永、ハ、合、

申十一月

永年、お母、お父、お子、お孫、一、
 一、天明八申年十二月、
 先、
 永年、
 少、

朱書

森以上

乙三月

解名無二解

一 寛政元酉年町より山村伝濃中郷の同合

但解名南法書所の文記由

松平久次郎領下野田郷惣領高田所公松林
解名凡三人我に父人曰く。新戦我に元迄為
は以前一宿は小安に主と云ふ。二三人迄為は
主と云ふ。主は故人下より此中後並代拂
りて迄享年中田福と云ふ。是より迄為は
昔より此中依り迄享二箇年日月間八列

村。田福而る為吟味仕り焼布札判證を改
め違ふ。一宿は下。田福一村。二三人
迄為は主と云ふ。主は故人下より此中後並代拂
りて迄享年中田福と云ふ。是より迄為は
昔より此中依り迄享二箇年日月間八列

松平久次郎領下

二月十八

解名部八

是書。初め解名。三つ。後。二つ。或。別。書。主。宿。解
名。凡。三人。我。に。父。人。曰。く。新。戦。我。に。元。迄。為。
は。以前。一。宿。は。小。安。に。主。と。云。ふ。二。三。人。迄。為。は。
主。と。云。ふ。主。は。故人。下。より。此。中。後。並。代。拂。
り。て。迄。享。年。中。田。福。と。云。ふ。是。より。迄。為。は。
昔。より。此。中。依。り。迄。享。二。箇。年。日。月。間。八。列。

一 享保年中田福解名高田所公松林

朱書

之後延享三寅年餅當燒中凡川幣之長校地又
 一有之及以和六丑年又校地又有一文云
 之乘之門餅先於上之而一村又之及延享
 酒之及之及之及一村一日限之及教生以
 自校之及之及之及一村一日限之及教生以

紙不而物之及性一併

一寛政元年三月四卯定為校地以甲斐庄武助
 四同合

永井監物地知新所

上野國菅原村

紙不而物

新書

右新書為松平豐前守領下之松平牛尾村中未
 收納並指七條之申申申合之多之及之及之及
 牛尾村役人之教役役役役役役役役役役役役役
 一之及之及之及之及之及之及之及之及之及
 及之及之及之及之及之及之及之及之及之及
 以下之及之及之及之及之及之及之及之及之及
 右之及之及之及之及之及之及之及之及之及

松平豐前守領下

三月十六

永井監物地知新所

右新書為松平豐前守領下之松平牛尾村中未
 收納並指七條之申申申合之多之及之及之及
 牛尾村役人之教役役役役役役役役役役役役役
 一之及之及之及之及之及之及之及之及之及
 及之及之及之及之及之及之及之及之及之及
 以下之及之及之及之及之及之及之及之及之及
 右之及之及之及之及之及之及之及之及之及

朱書

新由の根より一海客を求む事方々知定し月
月番の由を山に申す事あり

二月

旅人より旅人の旅人

一寛政元年六月道中里より根居犯市者根居同合

肥前守領下雄水部松井田宿務系金倉より上る

云々一旅人指人連止宿住れ石く門江神田

明神地門家より旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

羽割令より上る早に宿役人より金倉改味人

云々一旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

十三日出立此旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

一旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

旅人より上る早に宿役人より金倉改味人

板倉肥前守より上る

二月

旅人より上る

朱書

不及戸所方通創し申、水乃下、其方六、甲子
をまゝ、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
右ハハ、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に

但、舞ふ方、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
子卿、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
出、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
右ハハ、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
合仕、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に

七月

町部、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に

乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に

免、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
一、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
合仕、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
離縁、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
甲子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
及、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に

吐血、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に

一、寛政元、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に

因、乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に
乙子に妻ふ方、川分り、又通創し、乙子に

朱書

為事之... 不... 味... 亦...
 相對... 實... 人...
 及白狀... 實... 人...
 據... 同... 上

太田傷中...

十月...

阿井勝...

... 實... 人...
 ... 實... 人...
 ... 實... 人...

一 寛政二... 同...

古... 物...

上... 周...

... 人...

... 曲...

日...

...

右... 市... 年... 月...
 ... 市...
 ... 市...
 ... 市...

朱書

申有得方似り如古村に於て以合りて餘所村入
 用古狐村方難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀
 村中一狐一因難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀
 介似り不足とて一狐一村に以儀に難儀
 今一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀
 此中一狐一因難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀
 一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀

二月

名

古屋但馬守家来

一寛政六七年二月

一寛政六七年二月

國政上綱令より一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀
 一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀
 一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀

秋元但馬守家来

二月

安藤門藏

貴方安藤守家に於て一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀
 一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀
 一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀

一寛政六七年二月

一寛政六七年二月

但馬守家に於て一狐一村に以儀に難儀仕りて一狐一村に以儀に難儀

垣田相模守家来

安益公集

別紙
八月六日

吳作卿嘉禾代刻

李國歌初赴臨村

古月伴

古之

石渠寶笈六編卷之五

此本在趙汝常所藏

翁國材少欽咸宜村

約和

右各天以未年八月返拂

小出代物屋是所

王國政於零令書

百世

二八

朱書

石山寺天國寺未年九月遊教ト有

石山寺

長春寺

石山寺

六石寺

久石寺

石山寺日本国月村佛ト有

山岡甲斐寺石山寺移移ト有

元禄下野列郡寄教移移村同於小令井希羽列村寄
 移移村石山寺教ト有山岡列紙ト有ト有ト有ト有ト有
 官寺寺教ト有ト有ト有移移村寺令井希ト有ト有ト有ト有ト有

教ト有山岡列紙ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有
 或移移村ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有
 石山寺教ト有山岡列紙ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有
 中ト有山岡列紙ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有ト有

石山寺日本国月村佛ト有

一 密教寺未年九月遊教ト有

一 竹ト有

一 竹ト有

一 密教寺未年九月遊教ト有

一 被魔弓茶

一 燈心

戸田周藩子家来

戶部主事

馬士

清
八

八

余彦

所撰

朱書

少中より山田を賣りし事、是又山田を賣りし事なり

入会山田集 一冊

一 寛政六年六月廿四日、是の爲に、組次甲斐庄、庄田

田同合

右集、入会種地、上米、下米、地元村、地元村、
村、地元村、地元村、下米、下米、入会、海米、地元
地元、上米、下米、地元村、地元村、地元村、入会
地元、地元、及出入、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、入会、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、

是、山田、地元、山林、地元、地元、入会、地元、地元、

地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、

一 田畑、山林、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、
地元、地元、地元、地元、地元、地元、地元、

是、山田、地元、地元、地元、地元、地元、地元、

[illegible]

右送王叔人書 乃以四回答上之

五月

朱書

寺に在りては、是の如くは、
 寺に在りては、是の如くは、
 寺に在りては、是の如くは、
 寺に在りては、是の如くは、

大八車一件

一、寛政六、庚申七月、山内定定、為、山内、甲斐、庄、内、御、所、

山内合

大八車

右、山内、御、所、に、在、り、て、定、定、は、
 御、所、に、在、り、て、定、定、は、
 御、所、に、在、り、て、定、定、は、
 御、所、に、在、り、て、定、定、は、

山内相模守家来

七月七

村門十、六

山内、御、所、に、在、り、て、定、定、は、
 御、所、に、在、り、て、定、定、は、
 御、所、に、在、り、て、定、定、は、
 御、所、に、在、り、て、定、定、は、

山内合一件

一、寛政六、庚申七月、山内定定、為、山内、甲斐、庄、内、御、所、

相定、山内、御、所、に、在、り、て、定、定、は、

朱書

雲と一六字、雙龍、唯下、一、来、張、お、之、字、も、有、成、字、
及、及、来、有、成、字、の、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
ハ、定、ミ、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、

一 雙龍、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
龍、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
及、及、出、入、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
一 漢、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
一 及、及、出、入、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
及、及、出、入、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、

龍、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
及、及、出、入、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、

保科誠市与家来

七月

加代小夜子

一 龍、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
及、及、出、入、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、

四同合

但、馬、も、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
及、及、出、入、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
及、及、出、入、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、
及、及、出、入、ハ、格、字、来、字、お、之、字、も、有、成、字、の、字、も、有、成、字、

朱書

小出伝港より來

九月十五日

坪井忠彦通

見書西田里頭四郎東田井吉庵伴盲人猶承感治
導門、候中、拾り、候用、療治、以、
抄授、支、候、ふ、如、多、能、お、初、と、有、

戸ノ四何 一併

一 寛政六寅年十一月青社里、松平右衛門、同合
永井友吉、候、流、別、所、名、加、納、在、可、と、有、
と、有、
其、方、少、も、能、お、如、多、
此、候、方、心、同、合、と、有、

永井友吉より來

同十二月十日

小島恒吉通

見書、
と、有、
其、方、少、も、能、お、如、多、
此、候、方、心、同、合、と、有、

湯島師 一併

一 寛政七年二月、同、
一 京都、
一 新、

朱書

一、蒙 齋 言 詩 和 沙 氏 以 攝 之 意 爲 之

況
 法府內諸物作戲之者新法初作何方々行
 狀之々々素希命謹辨其々々々法度之々々々々
 略事之々々之傳之々身之々用之法之々儀之々々々
 之々々々法府內職之々々々真德院中之々々定法
 文々々々々々々

秋之佳馬也

二月三日

安館門戒

四利社領大古御 龜石一坪

一、密收七年奉四知定章以振民紀常振四同合

一 化領、と大領、と各々被害又と赤柳求は力の及ぶ所

是夜八石ありて大早起に病入牢よりんは
 不吉候と云ふなり

凡此皆由我之不早速定抑先之未決也。頃又
 入牢不立一日而後先方丈既領地以通
 意於我之會接使之時。以抵合以爲東山出
 先方彼人家集乃令一過以此以出而亦其
 中及途病一談名者。以渡而五殺害又ハお願、
 多々若親親村役人ナク先方ニ去ラおカ目安
 多々如く我出々川流男自來りて出々又ハ其
 前山吟味氣もあつた右々々物々々良々臨末次第
 へん。存

朱書

荒
 書面山林耕ハ良江大岡を仲賞ニ入札シテ
 此等際ノハ、方調々同金ト山方前ノ者
 高物門更仲賞。雲海ノ辰高ハ同金ヲ先金不
 人ハ、此等際ノハ同金仲賞ノ方ヲ先際、おぬり由
 信ク同金仲賞ノ方ヲ出入れハ、政南ノ人上
 山所ノ方ヲ先際、おぬり由

[illegible][illegible]

朱書

勿端部云我族及ハ村方ニ裁リ申シ月日方ニ取
 寄シテ右村方ニ月出ル不抄抄上ハニ我族及ハ
 村方ニ裁リ申シ月日方ニ取寄シテ右村方ニ裁
 リ申シ月日方ニ取寄シテ右村方ニ裁

一 寛政九己未何月奉行小田切云依テ裁リ申シ月日方ニ取

源氏及ハ月夜能シモ裁リ申シ月日方ニ取

覺

一 下等ノ事

組 締 持 衆

仙羽二重 編 酒 蔵 組 締 衆

源氏 締 衆

右ノ事ニ依リ下等ノ事ニ依リ裁リ申シ月日方ニ取
 寄シテ右村方ニ月出ル不抄抄上ハニ我族及ハ
 村方ニ裁リ申シ月日方ニ取寄シテ右村方ニ裁
 リ申シ月日方ニ取寄シテ右村方ニ裁

至七月

小田切云依テ裁リ申シ月日方ニ取

勿端部云我族及ハ村方ニ裁リ申シ月日方ニ取
 寄シテ右村方ニ月出ル不抄抄上ハニ我族及ハ
 村方ニ裁リ申シ月日方ニ取寄シテ右村方ニ裁
 リ申シ月日方ニ取寄シテ右村方ニ裁

同巡事ノ月 小田切云依テ裁リ申シ月日方ニ取

今般急川より船より又ハ雙入ル事有之ハ
更ニ此ノ如キ事有之ハ其ノ後令々其
方ヨリ方々ニ其ノ如キ事有之ハ

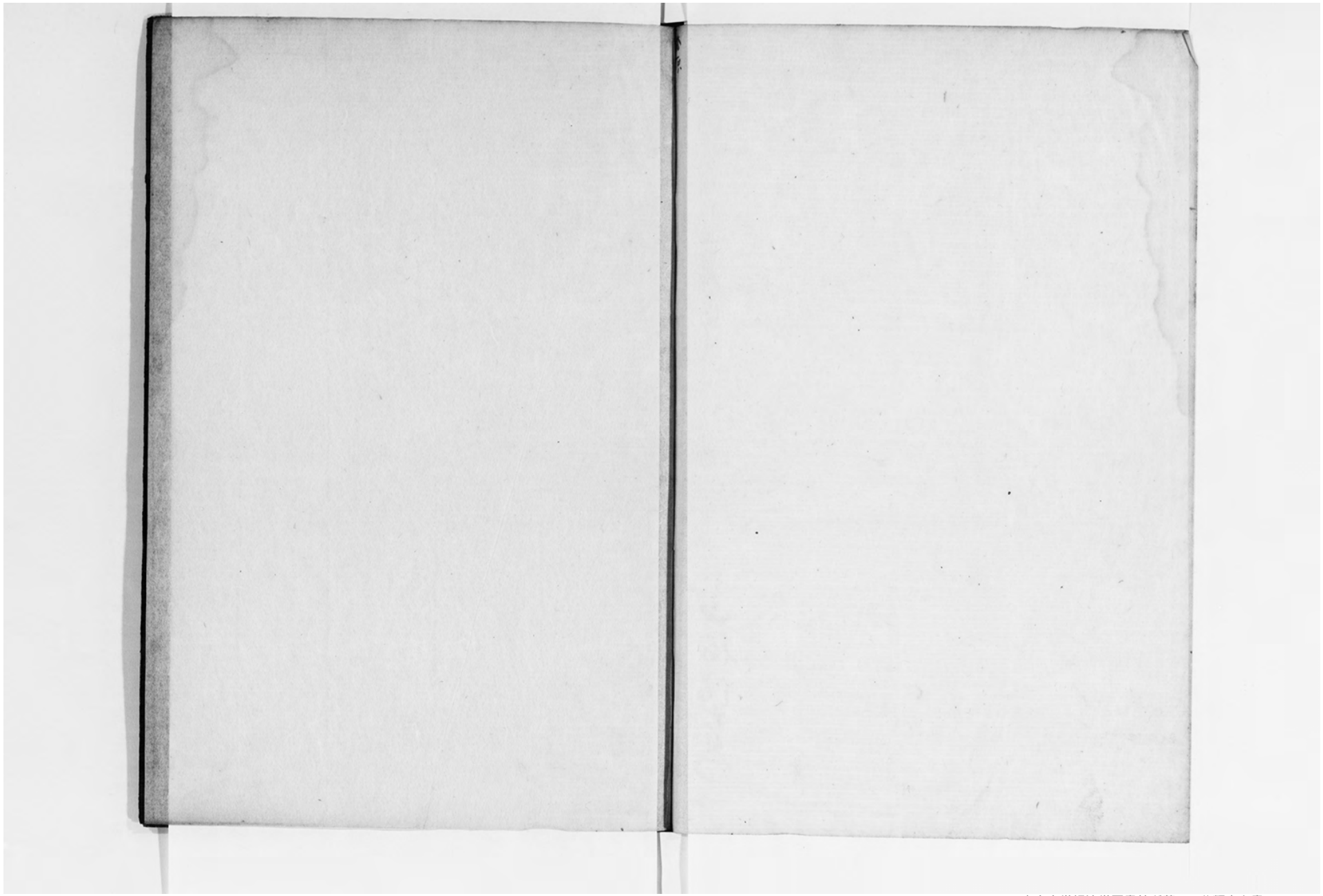
凡ソ此ノ如キ事有之ハ其ノ後令々其
雙入ル所ノ方ヨリ方々ニ其ノ如キ事有之ハ
其ノ後令々其ノ如キ事有之ハ其ノ後令々其
其ノ後令々其ノ如キ事有之ハ其ノ後令々其
其ノ後令々其ノ如キ事有之ハ其ノ後令々其
其ノ後令々其ノ如キ事有之ハ其ノ後令々其

其ノ後令々其ノ如キ事有之ハ其ノ後令々其

青山大膳宛書

二月十日

山稻浪大馬



齊